

資料編

(1) 審議会・庁内検討会

① 倉敷市住生活基本計画審議会委員

(敬称略、役職・五十音順)

所属団体及び役職等	氏名	役職
公立大学法人 岡山県立大学 デザイン学部 建築学科 教授	福濱 嘉宏	会長
学校法人川崎学園 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 准教授	田並 尚恵	副会長
倉敷商工会議所 女性会 副会長	今城 はるみ	委員
国立大学法人 岡山大学学術研究院 環境生命科学学域 准教授	氏原 岳人	委員
倉敷市都市景観審議会 委員	大賀 環子	委員
公益社団法人 岡山県宅地建物取引業協会 倉敷支部 支部長	風早 義治	委員
一般社団法人 岡山県建築士会 倉敷支部 理事	小松 恵美子	委員
岡山県居住支援協議会 会長(岡山県土木部都市局住宅課長)	作間 正浩	委員
社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会 地域福祉課 課長主幹	中上 由美子	委員

② 審議会条例

○倉敷市住生活基本計画審議会条例

平成21年7月3日

条例第36号

(目的及び設置)

第1条 市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)について策定するため、倉敷市住生活基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、基本計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 各種団体等から推薦された者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、学識経験を有する者として委嘱され、又は任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

放置自動車廃物判定委員会委員	日額 7,100円	同上
」を「		
放置自動車廃物判定委員会委員	日額 7,100円	同上
住生活基本計画審議会委員	日額 7,100円	同上

」に改める。

③ 庁内検討会設置規約

倉敷市住生活基本計画庁内検討会設置規約

(設置)

第1条 倉敷市住生活基本計画(以下「基本計画」という。)の策定又は改定(以下「策定」という。)に関し、倉敷市住生活基本計画審議会(以下「審議会」という。)に諮る事項の検討、資料の作成等の事務を行うため、倉敷市住生活基本計画庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の素案作成に関する事項
- (2) 倉敷市民等の住生活に関する実態調査に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の基本計画の策定に必要な事項

(組織等)

第3条 検討会は、会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、住宅課長が務める。会長に事故があった場合は、会長が予め指名した職員が代理する。

3 会員は、別表に掲げる部署に所属する者のうち、原則として係長級以上の職員で、所属長が指名する者をもって充てる。

4 会長及び会員の任期は、基本計画が策定されるまでとする。

(職務)

第4条 会長は会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長を務める。

2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、建築部住宅課において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月12日から施行する。

別表(第3条関係)

企画経営室、市民活動推進課、防災推進課、生活安全課、消費生活センター、資産税課、環境政策課、一般廃棄物対策課、下水経営計画課、保健福祉推進課、健康長寿課、障がい福祉課、子育て支援課、介護保険課、商工課、農林水産課、都市計画課、交通政策課、市街地開発課、まちづくり推進課、道路管理課、公園緑地課、街路課、土木課、建築指導課、消防局予防課、学校教育部指導課、文化財保護課、住宅課

(2) 改定経過

令和4(2022)年1月18日 第1回倉敷市住生活基本計画庁内検討会
令和4(2022)年4月4日～4月30日 市民アンケート調査の実施
令和4(2022)年7月21日 第2回倉敷市住生活基本計画庁内検討会
令和4(2022)年8月18日 第1回倉敷市住生活基本計画審議会
諮問
令和4(2022)年10月17日 第3回倉敷市住生活基本計画庁内検討会(書面開催)
令和4(2022)年11月15日 第2回倉敷市住生活基本計画審議会
令和4(2022)年12月26日～令和5年1月26日 パブリックコメントの実施
令和5(2023)年2月9日 第3回倉敷市住生活基本計画審議会
令和5(2023)年3月20日 答申

(3) 諮問・答申

① 諮問

住 第 285 号

倉敷市住生活基本計画審議会 会長 様

倉敷市住生活基本計画について(諮問)

倉敷市住生活基本計画審議会条例(平成21年倉敷市条例第36号)第2条の規定に基づいて、次の事項について審議会の意見を問います。

令和4年8月18日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

1 倉敷市住生活基本計画に関する事項

② 答申

令和5年3月20日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市住生活基本計画審議会
会長 福 濱 嘉 宏

倉敷市住生活基本計画について(答申)

令和4年8月18日付け住第285号で諮問のありましたこのことにつきましては、当審議会において、慎重に審議し検討を行ってまいりました結果、倉敷市の住宅政策の指針となる「倉敷市住生活基本計画(案)」を、別添のとおり答申いたします。

なお、倉敷市におかれましては、この答申を尊重して倉敷市住生活基本計画を策定されるとともに、次の意見に十分配慮して計画の実行に努められますよう要望いたします。

記

- 1 激甚化する自然災害が相次ぎ発生している状況に鑑み、災害に備えた安全な住まいの確保や安心して暮らせる住環境の形成を引き続き推進するよう努められたい。
- 2 空き家の増加等、近年顕著になっている住宅問題に対し、計画に基づいて、適切な対策の実施に努められたい。
- 3 少子高齢化や人口減少社会を迎える中で、子育て世帯や高齢者、障がい者等様々な立場に応じた市民の住宅・住環境の質の向上に引き続き取り組むよう努められたい。
- 4 時代に即した住環境の実現を目指し、住宅の省エネルギー化の推進や、「新たな日常」等に対応した新しい住まい方の実現に向けて取り組むよう努められたい。
- 5 本計画に示される住宅施策が市民生活の多面的分野に関わることから、行政内部及び外部の横断的な実行体制を強化し、計画を実現するための施策の実施に努められたい。
- 6 計画の実行にあたっては、市民・事業者・行政それぞれが一体となり、官民協働による住宅施策の展開を実現するためにも、様々な機関の活動との連携や、市民・事業者への積極的な情報提供を行い、本計画の内容を十分に周知するよう努められたい。

以上の他、審議の過程で出された具体的な意見などについても十分に検討され、今後の市政運営の中で活用されたい。

(4) 用語集

	用語	用語解説
数字・アルファベット	AI	人工知能(Artificial Intelligence(アーティフィシャルインテリジェンス))の略称。人間の思考と同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。
	CS 分析	CS とは「Customer Satisfaction」の略称で「顧客満足」という意味。顧客に対し満足感を感じさせるには、どの要素の改善に力を入れるべきか探ることを指す。
	DX	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略称。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
	ICT	情報通信技術(Information and Communication Technology(インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー))の略称。情報処理や通信技術を活用した産業、サービスなどの総称。
	IoT	Internet of Things の略称。情報通信技術の概念を指す言葉。従来インターネットに接続されていなかった、自動車や家電製品をはじめとする様々な「モノ」が、ネットワークを通じて相互に情報交換をする仕組みのこと。
	UJI ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻るケース、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住するケース、Iターンは出身地以外の地方へ移住するケースを指す。
	ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。住宅における外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。
あ行	アスベスト	天然の鉱物繊維で、建設資材などに使用されてきたが、飛散した繊維の吸入によって、石綿肺(じん肺の一種)、肺がん、悪性中皮腫などの疾患を発症する可能性があることが知られるようになり、現在では使用禁止、除去などの法規制が設けられている。
	新たな日常	新型コロナウイルス感染症対策として、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣のこと。
	安心R住宅	既存住宅の流通を促進するため、対象の既存住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が標章を付与した住宅。耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に標章される。
か行	簡易耐火構造 平屋建て住宅(簡平) 二階建て住宅(簡二)	コンクリートブロック造の住宅や、壁を鉄筋コンクリート造とし屋根を不燃材で葺いて造った住宅等で、耐火住宅に準ずる耐火性能を有する住宅の平屋建て(一階建て)、二階建てのことを略した呼び方。
	旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56(1981)年 5 月 31 日までの建築確認において適用されていた基準をいう。震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。

	用語	用語解説
か 行	居住支援協議会	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。
	居住面積水準	世帯人数に応じて必要と考えられる住宅の面積に関する水準。住生活基本計画(全国計画)にて示されている。 【最低居住面積水準】 健康で文化的な生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準 ・単身者 25㎡ ・2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡ 【誘導居住面積水準】 豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準 《一般型誘導居住面積水準》 …都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した面積水準 ・単身者 55㎡ ・2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡ 《都市居住型誘導居住面積水準》 …都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した面積水準 ・単身者 40㎡ ・2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡
	居住誘導区域	立地適正化計画において、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住の誘導を推進する区域のこと。
さ 行	サービス付き高齢者向け住宅	単身の高齢者や、高齢夫婦等を対象として、状況把握サービスや生活相談サービスなどの、高齢者が安心して生活できるサービスが義務付けられている住宅のこと。
	災害ハザードエリア	被災の恐れが大きい区域。「災害レッドゾーン」と「浸水ハザードエリア等」とに二分される。災害レッドゾーンは、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域または急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域である。
	シェアハウス	ひとつの住居を複数人で共有すること。
	市街化区域	都市計画法で指定される、都市計画区域の1つであり、既に市街地になっている区域や計画的に市街化を図る区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画法で指定される、都市計画区域の1つであり、市街化の抑制を図る区域のこと。
	次世代モビリティサービス	自動運転に代表される先端テクノロジーを活用した移動手段を指す。
	シックハウス	室内空気汚染により居住者に様々な体調不良が生じる状態のこと。
	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者のこと。

	用語	用語解説
	住宅ストック	国内に建築されている既存の住宅のこと。
	住宅性能表示制度	マンションや一戸建ての建物の品質について、第三者である専門家(住宅性能評価機関)が一定の基準に沿って評価する制度。住宅性能の信頼性確保や、住宅の性能の相互比較を可能にするほか、万一のトラブル発生時には紛争処理機関を利用できるなどのメリットがある。
	住宅セーフティネット法	住宅確保要配慮者に対して、公的賃貸住宅の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することで、住宅セーフティネットを構築することを目指す法律。
	準耐火構造	建築基準において、壁、柱、床その他の建築物の部分の構造が、準耐火性能に適合する建築物の構造をいう。
	省エネ基準	外壁や屋根・天井、床、窓などの断熱性能や、給湯器、冷暖房機器、換気や照明設備などの省エネ性、太陽光発電などにより創り出すエネルギーなどを加味して省エネ性能を評価する基準のこと。
	シルバーハウジング	高齢者が自立して快適に生活できることを目的に、高齢者向けのバリアフリーの設備を整備し、さらにトイレや浴室などに緊急通報装置や見守りセンサーなどをつけた、ハード・ソフトの両面から生活を支える公的な賃貸住宅。
	スクラップアンドビルド	建造物や設備で老朽化・陳腐化したものを廃棄し、新しい設備に置き換えること。
	スマートシティ官民連携プラットフォーム	AI やIoT などのテクノロジーやデータを活用したスマートシティの取組を加速することを目的とした、自治体や企業、研究機関、関係府省などを会員とする組織。
	セーフティネット住宅	住宅セーフティネット制度に基づき登録され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅のことを指す。
	セカンドハウス	本来の居住地から離れて設ける別の住宅。
た 行	脱炭素社会	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と、植林、森林管理などによる吸収量を均衡させることにより、温室効果ガスの排出量実質ゼロを実現した社会のこと。
	地域優良賃貸住宅	高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯など、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯に向けて供給する、地方公共団体が認定した民間の賃貸住宅のこと。
	地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と行政とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。
	長期修繕計画	一般的に 10 年から 30 年程度の期間を対象として、マンションの各箇所に関する鉄部、外壁等塗装工事・屋上防水工事・給水、排水管工事などの各種の大規模修繕をどの時期に、どの程度の費用で実施するかを予定するもの。
	定置型リチウムイオン蓄電池システム	電力会社の電力系統に蓄電システムを接続することを指しており、接続することによって電力系統から直接蓄電システムに電気を貯めることが可能。基本的に屋外の設置になるため、スペースの確保が必要だが、十分な蓄電容量が確保でき、分電盤に接続して家庭の電力をまかなうことができる。
	特定空家	空家のうち、放置することが不適切な状態にある建物(その敷地を含む)のこと。倒壊等、保安上著しく危険となる恐れがあるものや、著しく衛生上有害となる恐れ、著しく景観を損なっている状態にあるものなどを指す。

	用語	用語解説
	特定建築物	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校(研修所を含む)又は旅館の用途に供される建築物で、その用途部分の「延べ面積」が3,000㎡以上であるものを指す。ただし、専ら学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)又は幼保連携型認定こども園の用途に供される建築物の場合は、「延べ面積」が8,000㎡以上であるものが「特定建築物」に該当する。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。
	土地区画整理事業	公共施設が不十分な区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てることなどにより、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
な 行	二地域居住	多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、都市住民が地方にも同時に生活拠点設けるといった暮らし方のこと。
	燃料電池システム (エネファーム)	都市ガスやLPガスから取り出した水素を空気中の酸素と反応させて発電し、そのときに発生する排熱で湯を沸かす設備。発電と給湯とを同時に行う仕組みで、「家庭用燃料電池コージェネレーションシステム」とも言う。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者が健常者と同様の社会生活を送ることができるようになるよう、社会的インフラや福祉環境の整備を行うことをめざす考え方。
は 行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バリアフリー	社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。
	防火木造	柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、サイディングボード、瓦、トタンなどの防火性能を有する材料できているものを指す。
や 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域	地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するべく指定する地域で、用途地域の種類ごとに建築できる建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制が定められている。
ら 行	ライフサイクルコスト	計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。
	リノベーション	住宅での暮らし全体に対処した、包括的な改修を行うことで、中古住宅を現代のライフスタイルに合わせた住宅に再生する改修。
	リバースモーゲージ	主に持ち家の土地を担保に老後の生活資金を融資する仕組み。

	用語	用語解説
	リハビリテーション	<p>疾病やけがなどが原因で失われた機能を回復する目的で行われる機能回復訓練のこと。目的に応じて医学的、教育的、職業的、社会的の4つに分類されている。</p>